

No.	質問	回答（講演者個人の見解であり、それぞれの所属組織の総意とは異なる可能性があることをご承知をお願いします。）
1	1日目の講座の中で、化学物質管理は世界的にはハザード管理に移行していると伺いましたが、GFCのターゲットAが新たに強化されたこと以外にも、ハザード管理に移行していることが推察できる部分あるのでしょうか。	世界的にハザード管理に移行しているわけではなく、GFC「原則とアプローチF」では曝露管理によるリスクの最小化が、「戦略目的D」ではベネフィット最大化・リスク最小化について謳われており、これらはSAICMで推進されてきた「リスクベースの化学物質管理」を踏襲するものです。 一方で、「ハザード管理」につながる概念として、ハザードのみに着目した「インプット削減」志向があると思います。 リスク管理であれば、リスクを削減するためのアプローチには、化学物質のインプットを削減する方法もあれば、暴露を減らすための保護具をつける、化学物質使用頻度を抑えるなど、複数の方策がありますが、ハザードに着目すると「危険有害性が高いため使わないようにしましょう」となります。 GFCのターゲット交渉において、ある地域の代表は、ハザード管理を意識して、インプットの削減を求めています。 D6に、主要な産業セクターにおける化学物質戦略が策定されるという目標がありますが、交渉の当初には、戦略には、優先的な化学物質を特定し、そのインプットとインパクトを削減するための措置を特定する、となっていました。先に説明したとおり、リスク管理で考えれば、インプットを削減することは、必須でないケースもあり得ます。このため、交渉の結果、where feasible、つまり「それが適切な場合には」という文言を入れることで、インプットの削減が必須ではない、目標となりました。
2	花王さんの製品は化粧品や家庭用品など、最終的に排水に混入して廃棄されるイメージがありますが、環境負荷の算出についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか？（例えば製品自体の安全性を上げてあるので排水しても大丈夫など）	環境負荷を最小化するために、つかう責任とつくる責任の両方からのアプローチを継続しています。「つくる側」では、できるだけ生分解性が高く、また有害性の低い原材料を開発・使用しています。また、特に排出量が多い家庭用品については、製品の設計段階でLCA値（CO2換算値）を算出し、管理しています。さらには、原材料調達やつくる工程においても環境と健康安全性に考慮して取り組んでいます。一方、「つかう側」では、お使いいただく方々に適切な量を守ってお使いいただけるような啓発を続けています。
3	金融の介入はどの程度の規模ですか？ESG投資と比べてどの程度でしょうか？	気候変動のTCFDや生物多様性のTNFDに続いて、ターゲットD3にみられるように金融セクターの関与の重要性がようやく化学物質管理でも認識されるようになりました。国際的にはすでにSustainability Accounting Standards Board, サステナビリティ会計基準審議会（SASB）と呼ばれる報告基準等、化学物質管理の分野にも応用できそうな先例が知られており、これがターゲットD3に設定された背景にあります。
4	GFCは現時点で日本国内の法規に影響しないと解釈しました、よいでしょうか。化審法や化管法など、国内法規に影響を与えそうな点や動向、見通しなどをあればご教示ください。	SAICMと同様、GFCのターゲットの多くは化学物質管理制度が整備中または整備されていない国を念頭に置いて設定されました。つまり、先進国諸国に対して、新たな制度を求めるものではなく、化審法等の化学物質管理制度の改正が必要な事項はないとの認識しております。今後の流れとしては、政府としてはこれまでのSAICM同様に、国内実施計画を策定し、GFCを推進していくことが見込まれます。
5	GFCで、製品の全成分表示するのが今後の流れの様な発言があったのですが、間違いないでしょうか？	全成分開示が必ずしも必須ではなく、GFC「原則とアプローチB（透明性）」にて、関連性のある情報へのアクセスの確保が重要とされております。
6	化審法で第一種特定化学物質に指定されている場合は原則使用禁止ですが、川上のサプライヤーに確認するとBAT申請されていたというケースがよくあります。情報をすぐに入手するのが難しいため、経済産業省のHP等でそういった適用除外の情報を入手するのは可能なのでしょうか。	BATは、副生される第一種特定化学物質が上限値以下で管理されていることが報告された場合に限り、化審法の第一種特定化学物質として取り扱わないことを決めているもので、適用除外ではありません。また、報告の対象者は副生第一種特定化学物質の製造者又は輸入者であるため、公表しておりません。BAT申請についてはこちらの経産省HPをご覧ください https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_history.html
7	GFCを実現するために、将来的には釜元である川上メーカーが安全性の高い化学物質のみしか製造しない動きにすれば良いのでは無いですか。現状は、川下メーカーの要求に応えるため川中メーカーはコストを削って要求される有効成分を安価で提供しています。しかし、流通が安全性の高い物質のみになれば、産業界もそれに合わせて低いスペック、低い効果でも安全性の高い化学物質を扱っていけば良いと思います。	化学物質管理は川上だけが行えばいいのではなく、サプライチェーン全体で取り組んでいく必要があります。川下事業者においても自社の製品についても適切に化学物質管理をするためには、含有情報を把握する等、それぞれの立場で責任ある行動をすることで初めてGFCが達成できると考えています。またGFCでは安全性のみならず、気候変動、生物多様性損失、人権、ジェンダー等これまでの安全性の概念を超えた様々な社会環境課題も考慮した化学物質の製造・使用・廃棄・リサイクルが求められ、よりいっそう、サプライチェーン・バリューチェーン全体での対話と推進が期待されています。
8	化学物質の大手製造メーカーさんは化学物質の管理をきちんとされていると思いますが、環境汚染などの問題を解決しようとする、化学物質に詳しくない化学物質のユーザ企業や消費者が化学物質の取り扱いについて理解しないと、ある地点からは先に進まない場合が出てくるように思うのですが、GFCではその点についてどのような議論がなされているのでしょうか？	GFCの戦略目的（A～E）や第IX章「資金的配慮」等でサプライチェーンにおける能力開発や資金援助を推進する仕組みが明記されています。具体的には個別ターゲットにおいて、教育啓発（ターゲットB5）、サプライチェーン全体のEHS強化（ターゲットD7）、財源の特定とギャップ特定、能力開発（ターゲットE3, E4）が触れられているほか、第IX章にて主流化・民間部門の関与・専用外部資金、パートナーシップの創設と実施の奨励が記載されております。これらを一つの国際共通ツールとして、それぞれのステークホルダーが化学物質管理を推進していくことが期待されます。

No.	質問	回答（講演者個人の見解であり、それぞれの所属組織の総意とは異なる可能性があることをご承知をお願いします。）
9	弊社は化学オランチの会社で、本日も講義いただいたことを全く知らない人が殆どです。商社なので、化学品を輸出、輸入する業務がありますが、そのようなステークホルダーでもできそうな活動があれば、教えてください。	商社の皆様はサプライチェーン上をつなぐ大切な存在で、求められる行動としては、適切な情報伝達をサプライチェーン上で行うことです。 自社の取り扱う製品について、どのような化学物質が含有しているのか輸出入関連法適合状況等を把握するだけでも化学物質管理に寄与できると考えます。
10	川上、川下産業ではGFCに取り組むメリットはあると思いますが、川中産業でのメリットについてはどのように考えられますか。	GFCへの取り組み状況を日々の対話や発信を通じて社会と共有することで、B to Bの事業機会創出に加え、投資家や評価機関の評価向上等を通じた企業価値向上につながると考えられます。
11	GFCによりEU持続可能な化学物質戦略（CSS）は一層厳しい化学物質管理へ移行するのでしょうか？	GFCもCSSも化学物質管理を通じて、気候変動等の社会環境課題の解決にも貢献する、という同じ方向性を有しています。GFCにおいては「原則とアプローチF」では曝露管理によるリスクの最小化が、「戦略目的D」ではベネフィット最大化・リスク最小化がそれぞれ謳われており、これはこれまでのSAICMで推進されてきた「リスクベースの化学物質管理」を踏襲するものです。GFCの採択と世界共通認識を通じて、EU CSSがより科学的にも合理的な方向で循環経済への移行に向けて推進される可能性もあるかもしれません。
12	ターゲットBについて、企業秘密となるような成分情報の開示を求められた場合、開示するかしないかの判断は各企業に委ねられるという事でしょうか？最低限、どのような情報を開示すべきなのでしょうか？	GFC枠組み文書にて、化学物質に関連する情報について透明性を持つべきと書かれています。そのため、全成分開示が必ずしも必須というわけではないと考えています。情報開示の目的はGFC「戦略目的B」にあるように、意思決定と行動を促すためのものであり、そのために必要な情報開示（ターゲットB2）に加え、情報を適切に理解し活用していくための啓発も期待されています（ターゲットB5）。意思決定と行動を促すための情報としては例えば、適切な使い方、資源の枯渇性や資源循環に寄与する製品情報、GHSラベルなどが挙げられます。
13	GFCでは製品のライフサイクル全体をスコープとされています。再生原料を利用してゆく場合、その再生原料の安全性についてどこまで確認が求められてゆくのでしょうか？	GFCのイントロやターゲットD1においてサステナブルケミストリーへの投資と達成が掲げられています。サステナブルケミストリーは「天然資源の効率を向上させることを目的とした科学的な概念で、効率的で効果的、安全で、より環境にやさしい化学製品とプロセスの設計、製造、使用を含む」と定義されています（OECD, 1998）。再生可能資源の使用の推進に当たっては再生資源のリスク管理も求められるものと認識しています。
14	GFCでの、化学物質の情報伝達についてもう少し詳しくお聴きしたいです。	GFC「原則とアプローチB（透明性）」にて、関連性のある情報へのアクセスの確保が重要とされており、また、企業が求められる情報伝達についての行動は、バリューチェーン上の情報伝達（ターゲットB2）や一般向けの情報公開（ターゲットB3）が設定されています。
15	GFCは、企業の成長である経済性と化学物質の安全性の二輪を同時に進めるためのプログラム検討であると言うことが分かりました。その場合、情報の透明性が必須になります。しかし、安全性データの取得は、政府の協力も必要ですが、資源のある川上メーカーで情報収集、情報伝達されるのが有効だと思います。	川上側の情報収集も大切ですが、川下側も自製品に含まれている化学物質情報について法規制の動向を把握し、いち早く動くことによってサプライチェーン全体での影響や負担を減らすことが出来るのではないかと考えています。安全性データについてはNAMs等、動物非使用技術を積極的に活用するなどより効率の良い安全性評価手法の構築も進められています。物質をよく知る川上側と、その物質を利用して製品を作る川下側の双方向の協力の下、化学物質管理を進めることが理想といえるのではないかと考えます。
16	途上国が、GFCを根拠に、混合物の成分全開示を求める法規を発効させる懸念があると思います。WTO-TBT通報等で敏感に対応していかねばならないと考えるべきでしょうか？	GFC「原則とアプローチB（透明性）」にて、関連性のある情報へのアクセスの確保が重要とされており、具体的な行動については、バリューチェーン上の情報伝達（ターゲットB2）および一般向けの情報公開（ターゲットB3）が設定されています。新興国には、GFCで求められている上記の行動を、キャパシティビルディング等を通じて推進及び支援し、全成分開示を要求するのではなく適切な制度設計と法運用を新興国政府に求めていくことが必要だと考えます。
17	日本は比較的、法規制と自主管理のバランスが良いとされている旨のご説明がありましたが、他国の状況は具体的にどういわれているのでしょうか？アメリカやEUなど先進国はバランスが良く、途上国はまだまだバランスがよくなる余地があるというイメージで合っておりますか？	政策の位置づけは、各国の歴史、政策、科学の役割等によって異なります。化学品の事業者はその上市国で製品の安全性を保證することが求められ、特にグローバルにビジネスを展開する場合、それぞれの上市国で求められるリスク政策の差異を理解して、異なる法対応と異なる上市戦略が求められ、場合によっては重複対応をせざるを得ない現状にあるのも事実です。化学品の国際的流通がますます拡大し、いずれの国においても化学物質が市民生活のさまざまな局面に広範に使用されることを考えると、それぞれの国における化学物質管理体系は、検証された方法論や国際的に調和した管理手法を取り入れ、客観的にして透明性と予見性の高い、関係者に不要な負担を強要しない体系に変えていく必要があるかもしれません。このため新興国でのキャパシティビルディングの推進もGFC実現に向けて掲げられています。
18	私の理解が追いついていないと思いますが、28のターゲットについて、具体的に何をすればいいのかわかりません。「一部概要のスライドを拝見して初めて少しわかりましたが、国民や他の企業の方への理解促進のためには、SDGsのようなものが必要だと思うのですが、普及促進のための計画など、どこがリードを取って行か、共有できる範囲で結構です。教えていただければ幸いです。	ターゲットの下の指標はまだ設定されていませんが、今後交渉される指標によって、政府や企業を含むステークホルダーがとるべき行動が具体化される見込みです。

No.	質問	回答（講演者個人の見解であり、それぞれの所属組織の総意とは異なる可能性があることをご承知おき願います。）
19	ターゲットAについて、化学物質と廃棄物の健全な管理を支援し実現のために、法的枠組み、制度的メカニズム、能力の整備とありますが、企業側としては今後新たにどのようなことを想定し準備すればよろしいでしょうか？	新規物質審査等法整備が十分ではない新興国で、新たな法制度が運用される可能性もあります。またターゲットA3, A4, A7は政府のみならず企業も含むステークホルダーに求められており、化学物質のリスク評価と管理、法順守の徹底、取引先地域・国の法規制動向を注視していくことが期待されます。
20	発表ありがとうございました。最後聞き取れなかったのですが、GFCの指標が示される時期などをもう一度教えていただきたいです。	現時点では特に詳細は決まっていますが、2025年に開催されるOEWGで交渉されるのではないかと予想しています。 【ご参考資料 第18回化学物質と環境に関する政策対話 スライド33-37】 https://www.env.go.jp/content/000185535.pdf
21	GFCの28のターゲット毎に、より具体的な目標が作成されていく予定との事ですが、その情報はいつ頃・どのように発信されるのでしょうか？ NITEケミマガでも発信いただけるのでしょうか？	同上
22	日本のSDS3法をはじめ、川中メーカーは原料を混合、反応させて川下メーカーに販売し、化学物質情報を提供しています。しかしながら、現状の法規制・情報伝達バリューチェーンでは川上メーカーの情報開示義務が無い場合が多く、負担が掛かっているのは川中メーカーであることをご理解ください。川上メーカーが、原料情報・安全性を開示しないと進まないことがあるということをご理解ください。そのためにも政府が介入して法規制改正をして欲しいです。	化学物質管理において、サプライチェーン上での必要な情報開示は必要である一方で、CBIとの兼ね合いが非常に難しい分野です。すでに政府としては、化審法等で有害性の高い物質については情報提供をすることを求めております。しかし、先行調査等、法規制を超える対応については、サプライチェーン全体で自主的に対応していく必要があると考えています。GFCは法的拘束力のない枠組みですが、ターゲットB6でGHSの運用が各国で強化されることにより、物質や混合物の安全性情報の伝達もグローバルで進むことが期待されます。また、ターゲットB1を通じて化学物質自体の情報が、ターゲットB2を通じて製品含有物質の情報がそれぞれバリューチェーンを通じて入手可能になるように業界団体や各国政府がそれぞれの方法で仕組みを作っていくことも期待されます。